

平成 26~~25~~ 年度
地（知）の拠点整備事業
Q & A

平成 26~~25~~ 年 24 月

文部科学省 高等教育局
大学振興課 大学改革推進室

【目次】

1. 事業の背景と目的

- 問1-1 「地（知）の拠点整備事業」の趣旨はなにか。……………
- 問1-2 C O C (Center of Community)とは、「地（知）の拠点整備事業」に採択された大学を指すのか。……………

2. 対象となる事業

- 問2-1 全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を行うとはどういうことか。……………
- 問2-2 地域の全ての課題を解決する事業である必要があるのか。……………
- 問2-3 すでに本事業の趣旨・目的に沿った教育カリキュラム・教育組織を有している場合であっても、新たな教育カリキュラム・教育組織の改革が必要となるのか。……………
- 問2-4 新たな学部・学科等の設置が必要となるのか。……………
- 問2-5 教育カリキュラム・教育組織の改革は補助期間終了時までに行う必要があるのか。……………
- 問2-6 「全学生が在学中に一科目は地域志向科目を履修する教育カリキュラム・教育組織の改革を必ず実施すること」とあるが、地域志向科目の全学必修化が必須なのか。……………
- 問2-7 地域志向科目か否かの判断は大学が行うこととなるのか。……………
- 問2-~~8~~~~6~~ 公募要領に例示されている取組を全部行う必要があるのか。……………
- 問2-~~9~~~~7~~ 地域を志向した大学であることを明確に宣言するということは具体的にどういうことか。……………
- 問2-~~10~~~~8~~ 地域の声を受け止める体制とは具体的にどういうものか。……………
- 問2-11 学内への周知徹底とは具体的にどういうものか。……………
- 問2-12 「コストシェアの考え方を明確にした上での自治体からの支援（財政支援、建物の無償貸与、人員派遣等）の徹底」とあるが、平成26年度から自治体の支援を必須とした理由如何。……………
- 問2-~~13~~~~9~~ 大学と自治体が組織的・実質的に協力するとは具体的にどういうことか。……………
- 問2-~~14~~~~10~~ すでに自治体との連携の実績がある場合は申請可能か。……………
- 問2-~~15~~~~11~~ 過去に「国公私を通じた大学教育改革支援プログラム」等で選定され補助期間が終了した取組と同一又は類似の取組を申請することは可能か。……………
- 問2-~~16~~~~12~~ 事業の一部が他の補助金等により経費措置を受けている場合は、どのように取り扱えば良いのか。……………

3. 申請者等

- 問3-1 どのような大学、短期大学、高等専門学校が申請できるのか。……………
- 問3-2 学年進行中の大学は申請できないのか。……………
- 問3-3 一部の学部や研究科の事業では申請できないのか。……………
- 問3-4 「事業担当者」について、どのような資格が必要なのか。教員である必要はあるのか。……………
- 問3-5 「事業担当者」を学長とすることはできるのか。……………
- 問3-6 「事業担当者」は、今後採用予定の者でも良いのか。……………
- 問3-7 「事業担当者」は、申請大学に所属していない者でも良いのか。……………
- 問3-8 複数大学で申請する場合、大学数に上限はあるのか。……………
- 問3-9 共同申請を行う場合、申請はどのように行えば良いのか。申請書の提出は、どこの大学が代表して行えば良いのか。……………
- 問3-10 共同申請の場合、補助金はどの大学に交付されるのか。……………
- 問3-11 事業の一部を他の大学の一部の機関、教員等と協力して実施するとは、どのようなことを想定しているのか。……………
- 問3-12 事業の一部を他の大学の一部の機関、教員等と協力する場合、申請大学

から協力大学に補助金を配分することはできるのか。……………

4. 地域・自治体等

- 問4-1 都道府県、市区町村以外の単位で「地域」の範囲を指定することは可能か。……………
- 問4-2 都道府県を越えた「地域」の場合、その距離はいくら離れていても構わないのか。……………
- 問4-3 隣接していない自治体と連携する場合、その距離はいくら離れていても構わないのか。……………
- 問4-4 複数キャンパスを所有する場合は、必ず各キャンパスで都道府県、市区町村と連携する必要があるのか。……………
- 問4-5 キャンパスの定義はあるのか。……………
- 問4-6 自治体からの人的・物的・財政的支援に関して、申請時と比較して増加させる必要があるのか。……………
- 問4-7 自治体からの人的・物的・財政的支援は、申請時点で確実なものである必要があるのか。……………
- 問4-8 自治体が設置した大学であっても、参加意志を示す副申等は必要か。……………
- 問4-9 参加意思を示す副申の様式は指定されたもの以外を使用しても構わないか。……………
- 問4-10 副申の氏名・公印に関して、知事や市長等でなければならないのか。……………
- 問4-11 参加意思を示す副申に代えて提出する書類の様式は任意のもので問題ないか。また、どのような内容を記入すべきか。……………
- 問4-12 大学と自治体が結んでいる既存の連携協定を副申に代えて提出することはできないか。……………
- 問4-13 自治体は複数の申請に関与することが可能とのことだが、その数に上限はあるのか。……………
- 問4-14 地域に所在する企業、NPO等各種団体・機関からの人的・物的・財政的協力は必須か。……………

5. 選定件数と申請件数

- 問5-1 選定件数は予算の範囲内で調整する50件とのことだが、概算要求時の50件と同規模確保できるのか~~1都道府県当たり1件程度選定するということが~~……………
- 問5-2 大学の一部の機関、教員等が他の大学の事業に協力する場合は、件数に上限はないのか。……………
- 問5-3 ~~平成26年度も新規公募を行う予定と聞いているが、今年度採択された場合、来年度も申請できるのか~~平成24年度に採択された大学は、平成26年度に申請することができるのか……………
- 問5-4 全学的な事業として単独で申請し、同時に、複数大学で共同申請することは可能か。……………
- 問5-5 大学の一部の機関、教員等が他の大学の事業に協力する場合、共同申請とすることは可能か……………
- 問5-6 他の補助金にも申請する予定であるが、本事業への申請が制限されるのか。……………

6. 補助期間

- 問6-1 5年間の支援は確実なのか。……………
- 問6-2 補助期間は必ず5年間である必要があるのか。3年や4年ではいけないのか。……………
- 問6-3 補助期間終了と同時に本事業を終了してもよいか。……………

7. 事業規模

- 問7-1 申請に当たり、補助金基準額まで計上しなければならないのか。……………
- ~~問7-2 平成25年度予算案での単価(4,500万円)と補助金基準額(5,800万円)が異なっているが、採択件数を50件から減らすということか。……………~~
- 問7-2 ~~3~~ 補助金基準額に対して、基準まで計上している事業とそこに満たない少

額の事業では有利・不利があるのか。……………

8. 経費

問8-1 毎年度の補助金交付額は、公募要領に記載されている補助金基準額が5年間保証されるのか。……………

問8-2 採択された場合、8月以前に実施した事業について遡って経費を充当できるのか。……………

問8-3 補助金交付（内定）額は、どのように算定されるのか。……………

問8-4 交付内定額に合わせる形で交付申請時に申請内容の変更は可能か。……………

問8-5 シンポジウム、広告費及び旅費等について、過度に華美とならないよう注意することとあるが、特にこの費目が指摘される理由如何。……………

問8-~~6-5~~ 補助金の充当が適当と考える事項とは具体的にどのようなことか。……………

問8-~~7-6~~ 事業担当者について、人件費を支出することは可能か。……………

問8-~~8-7~~ すでに在籍している教員等が本事業に専念することとなったため、代替教員として本事業に関与しない教員を採用した場合、その経費を支出することは可能か。……………

問8-~~9-8~~ 「地域志向教育研究経費」の配付を受けている教員が、他の競争的資金を受けて教育研究を行うことは可能か。……………

問8-~~10-9~~ TAとして学生を雇用した場合謝金を支給することは可能か。また、可能な場合、TAのほか、課外活動等の支援のため謝金を支払うことは可能か。……………

問8-~~11-10~~ 学生への就学支援などの経費（奨学金や交通費など）を支出することは可能か。……………

問8-~~12-11~~ 学生へ旅費を支給することは可能か。……………

問8-13 学生へ国内移動のための交通費を支給することは可能か。……………

問8-14 実践教育を行うため、学生が実習を行う場合に必要となる交通費や宿泊費を支出することは可能か。……………

問8-15 外国旅費について、その必要性に十分注意することとあるが、特にこの費目が指摘される理由如何。……………

問8-~~16-12~~ 「その他」の費目のうち、「地域志向教育研究経費」と「地域志向教育研究経費以外」の経費は、別費目の扱いになるのか。……………

問8-17 平成26年度の公募要領には、「単に教育・研究経費の補填になることがないよう、真に事業の趣旨に合致した」という文言が追記されているが、理由如何。……………

問8-~~18-13~~ 「地域志向教育研究経費」に関して、配付先選考の考え方、ルールを明確にした文書については、学内公募配付前にどのような形で文部科学省に提出すれば良いのか。……………

問8-~~19-14~~ 「地域志向教育研究経費」に関して文部科学省に提出した文書については、文部科学省で審査され、その結果として「地域志向教育研究経費」の配付ができなくなることもあり得るのか。……………

問8-~~20-15~~ 文部科学省に提出した文書については、変更があるたびに再提出する必要があるのか。……………

問8-~~21-16~~ 「地域志向教育研究経費」の配付を受けている各教員は執行状況を大学に報告することだが、どの程度詳細である必要があるのか。……………

問8-~~22-17~~ 大学が行う「地域志向教育研究経費」の成果や経費の執行状況に関するフォローアップはどのようなものを想定しているのか。……………

問8-~~23-18~~ 「地域志向教育研究経費」は、教員以外に配付することは可能か。……………

9. 審査方法・基準等

問9-1 審査は、単独大学による申請、複数大学による申請ごとに行われるのか。……………

問9-2 「地（知）の拠点整備事業選定委員会」の委員の氏名は公表されるのか。……………

問9-3 書面審査及び面接審査は全ての申請に対して行われるのか。……………

- 問9-4 面接審査が実施される場合、大学以外の者が出席することは可能か。……
- 問9-5 同一都道府県内での選定件数等地域のバランスに配慮するとあるが、平成25年度に既に複数大学採択されている都道府県は、平成26年度は採択されないのか。……
- 問9-6 また一方で、平成25年度に採択大学がない都道府県は、必ず一校は採択されるのか。……
- 問9-7 大学として「地域の知の拠点である」ということにファーストプライオリティを置いているとはどういうことか。……

10. 申請方法等

- 問10-1 複数大学による申請の場合、申請書等の提出方法はどうなるのか。……

11. その他

- 問11-1 中間評価、事後評価はどのように行われるのか。また、評価基準はどのようなものになるのか。……
- 問11-2 毎年度のフォローアップはどのように行われるのか。……
- 問11-3 教職員、学生、自治体及び企業、NPO等の各種団体・機関を対象としたアンケートや聞き取り調査とはどのように行われるのか。……
- 問11-4 特に地域内での広報・普及活動の一環として、自治体等と連携し、シンポジウム等を開催することは可能か。……

1. 事業の背景と目的

問1-1 「地（知）の拠点整備事業」の趣旨は何か。

答 我が国は、急激な少子高齢化の進行、地域コミュニティの衰退、グローバル化によるボーダーレス化、新興国の台頭による国際競争激化など社会の急激な変化や、東日本大震災という国難に直面しており、今後、持続的に発展し活力ある社会を目指した変革を成し遂げなければなりません。特に、日本全国の様々な地域発の特色ある取組を進化・発展させ、地域発の社会イノベーションや産業イノベーションを創出していくことは、我が国の発展や国際競争力の強化に繋がるものです。

こうした状況を踏まえ、本事業により自治体を中心に地域社会と連携し全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める大学を支援することで、大学での学びを通して地域の課題等の認識を深め、解決に向けて主体的に行動できる人材を育成するとともに、大学のガバナンス改革や各大学の強みを活かした大学の機能別分化を推進し、地域再生・活性化の拠点となる大学の形成を目指します。

問1-2 COC (Center of Community)とは、「地（知）の拠点整備事業」に採択された大学を指すのか。

答 「地（知）の拠点整備事業」に採択された大学がCOC (Center of Community)であるということではありません。大学の責務は、教育と研究と社会貢献であり、COC機能は全ての大学に求められるものです。その中で、本事業の目的に照らして、特に優れた大学を選定し重点的に支援するのが「地（知）の拠点整備事業」です。

2. 対象となる事業等

問2-1 全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を行うとはどういうことか。

答 ①地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）のマッチングにより、地域と大学が必要と考える取組を教育・研究・社会貢献にわたって全学的に実施し、②そのための学内の体制整備及び対外的な宣言が行われ、③地域の自治体と大学が組織的・実施的に協力しあう関係が構築されているということです。

問2-2 地域の全ての課題を解決する事業である必要があるのか。

答 大学の資源（シーズ）が前提としてあるので、地域の全ての課題を解決する必要はありません。

問2-3 すでに本事業の趣旨・目的に沿った教育カリキュラム・教育組織を有している場合であっても、新たな教育カリキュラム・教育組織の改革が必要となるのか。

答 今回の申請に当たり、新たな教育カリキュラム又は教育組織の改革は必須です。本事業は、これまで大学が取り組んできた事業がある場合にはそれを踏まえた上で、将来にわたって大学が実施する新たな事業に対するスタートアップ経費となります。

問2-4 新たな学部・学科等の設置が必要となるのか。

答 必ずしも学部・学科等の設置は必須ではありません。

問2-5 教育カリキュラム・教育組織の改革は補助期間終了時までに行う必要があるのか。

答 補助期間終了時を目途として成果をだしていただく必要があります。

問2-6 「全学生が在学中に一科目は地域志向科目を履修する教育カリキュラム・教育組織の改革を必ず実施すること」とあるが、地域志向科目の全学必修化が必須なのか。

答 地域志向科目を全学必修化することに限らず、地域志向科目群を設定し選択必修とする、各学部の専門科目の一部を地域志向科目として必修化するなど、様々な方法が考えられます。具体的にどのような教育カリキュラム・教育組織の改革を行うかは、各大学で創意工夫して下さい。

問2-7 地域志向科目か否かの判断は大学が行うこととなるのか。

答 地域志向科目とは、本事業の目的にそった人材育成のために必要な学修を実施する科目のことです。第一義的には、大学で趣旨に適った科目かどうか判断してください。

その際、単に「地域」という言葉がシラバスに記載されているということのみで判断するのではなく、責任を持って授業内容を精査してください。

なお、審査の際に必要なため、申請書等には、計画している地域志向科目の内容を可能な限り具体的に記載してください。

問2-8-6 公募要領に例示されている取組を全部行う必要があるのか。

答 あくまで例示であり、記載している取組に縛られる必要はありません。

問2-9-7 地域を志向した大学であることを明確に宣言するということは具体的にどういうことか。

答 学則、中期目標、大学の基本理念（アカデミック・ポリシー）等に明確に記載してあることを想定しています。

問2-10-8 地域の声を受け止める体制とは具体的にどういうものか。

答 大学と地域の自治体等との対話の場が設定され、定期的に意見交換が行われる体制が構築されていることを想定しています。

問2-11 学内への周知徹底とは具体的にどういうものか。

答 全学教職員へのFD・SDの徹底などを想定しています。全学生が地域に関する知識や理解を深めるためには、全教職員の意識を高める必要があると考えます。

問2-12 「コストシェアの考え方を明確にした上での自治体からの支援（財政支援、建物の無償貸与、人員派遣等）の徹底」とあるが、平成26年度から自治体からの支援を必須とした理由如何。

答 大学から申請のあった事業が、真に地域と連携して計画されたものであるのか否かを判断する際に、自治体からの支援は、地域からの期待度を測る一つの重要な指標であると考えたためです。また、本事業により、大学も地域も互いに利得を享受できると考えるため、本事業に特化した支援が必要と考えました。

問2-13~~9~~ 大学と自治体が組織的・実質的に協力するとは具体的にどういうことか。

答 問2-10~~8~~と重なりますが、大学と自治体の対話の場での意見交換等が形式的なものではなく、内容のあるものである必要があります。そのために、自治体が今回の申請にどの程度実質的に関与しているのか、大学による地域課題の把握及び自治体からの支援の状況などを通じて確認させていただきます。

問2-14~~10~~ すでに自治体との連携の実績がある場合は申請可能か。

答 申請可能です。その際は、既存の連携の実績を踏まえ、更に連携を発展・充実させてください。

問2-15~~11~~ 過去に「国公立大学を通じた大学教育改革支援プログラム」等で選定され、補助期間が終了した取組と同一又は類似の取組を申請することは可能か。

答 申請可能です。その際は、これまでの成果を基に取組内容を発展・充実させた上で、本事業の一部として取り込んでください。~~ま~~って、当該取組をそのまま継続・延長させたものは対象とはなりません。

問2-16~~12~~ 事業の一部が他の補助金等により経費措置を受けている場合は、どのように取り扱えば良いのか。

答 他の補助金等による経費措置との重複は認められませんので、本補助事業の取組として他の補助金を使用することはできません。

3. 申請者等

問3-1 どのような大学、短期大学、高等専門学校が申請できるのか。

答 平成26~~5~~年4月1日現在設置されている大学、短期大学、高等専門学校であれば申請できます。

なお、採択された事業については、「大学改革推進等補助金」により財政支援を行うことを予定しており、大学改革推進等補助金第3条第2項に基づき、私立大学にあっては設置者が学校法人のものに限ります。

問3-2 学年進行中の大学は申請できないのか。

答 平成26~~5~~年4月1日現在設置されていれば、学年進行中であつたとしても申請できます。

問3-3 一部の学部や研究科の事業では申請できないのか。

答 できません。本事業では、大学が地（知）の拠点として全学的に地域を志向することを求めており、可能な限り、全学部・全研究科で実施いただくことが望ましいと考えます。

問3-4 「事業担当者」について、どのような資格が必要なのか。教員である必要はあるのか。

答 事業の運営を実質的に総括する常勤の教職員であれば、特段の資格等は指定しません。また、地域と大学をつなぐコーディネーター等、必ずしも教員である必要はありません。

問3-5 「事業担当者」を学長とすることはできるのか。

答 学長は事業全体の責任者であり、事業担当者を兼ねることはできません。

問3-6 「事業担当者」は、今後採用予定の者でも良いのか。

答 事業担当者は、申請の時点で当該大学の常勤の教職員である必要があります。

問3-7 「事業担当者」は、申請大学に在籍していない者でも良いのか。

答 事業担当者は常勤である必要があります。

問3-8 複数大学で申請する場合、大学数に上限はあるのか。

答 特段の上限はありませんが、連携の必要性、重要性や利点を明確にするなど、実質的な連携であることが必要です。

問3-9 共同申請を行う場合、申請はどのように行えばいいのか。申請書の提出は、どこの大学が代表して行えばいいのか。

答 申請提出書は共同申請を行う全大学でまとめて作成ください。様式1～4 [及び概要資料](#)は各大学ごとに作成いただき、全大学分パイプ式ファイルに取りまとめてください。提出いただく際は、任意の1校がとりまとめて、持参又は郵送してください。

問3-10 共同申請の場合、補助金はどこの大学に交付されるのか。

答 補助金はそれぞれの大学に交付します。

問3-11 事業の一部を他の大学の一部の機関、教員等と協力して実施するとは、どのようなことを想定しているのか。

答 例えば、看護系の単科大学が事業を実施する際に、他大学の医学部の協力を得るなど、自大学にはない分野を補うために他大学の一部の機関、教員等の力を借りることを考えています。

複数大学で連携し共同申請する場合とは異なり、協力する他大学が直接地域的に繋がりがあ

る必要はありません。
また、協力する大学は、別途、自ら申請することが可能です。

問3-12 事業の一部を他の大学の一部の機関、教員等と協力して実施する場合、申請大学から協力大学に補助金を配分することは可能か。

答 あくまでも申請大学の事業に協力するということなので、申請大学から協力大学に補助金を配分することはできません。

委託契約、謝金等により、申請大学から協力大学の機関や教員等に対して本補助金から支出を行うことは、補助目的に沿ったものであれば、差し支えありません。

4. 地域・自治体等

問4-1 都道府県、市区町村以外の単位で「地域」の範囲を指定することは可能か。

答 可能です。例えば政令指定都市の区などもあり得ます。

問4-2 都道府県を越えた「地域」の場合、その距離はいくら離れていても構わないのか。

答 問題ありません。ただ、県域を越えていたり、一般的に距離が離れていると思われる場合は、なぜ申請大学が当該地域の拠点となるのか、必要性・重要性をより丁寧に説明いただく必要があります。

問4-3 隣接していない自治体と連携する場合、その距離はいくら離れていても構わないのか。

答 問題ありません。ただ、一般的に距離が離れていると思われる場合は、なぜ申請大学が当該地域の拠点となるのか、必要性・重要性をより丁寧に説明いただく必要があります。

問4-4 複数キャンパスを所有する場合は、必ず各キャンパスで都道府県、市区町村と連携する必要があるのか。

答 原則として各キャンパスで連携いただく必要があります。

問4-5 キャンパスの定義はあるのか。

答 本事業では、学生が所属する学部・研究科等が設置されている場所を指しますに限りません。

問４－６ 自治体からの人的・物的・財政的協力は、申請時と比較して増加させる必要があるのか。

答 ~~増加させることは必須ではありませんが、今回の申請に当たり充実させていただくことが必要です望ましいと考えます。~~

問４－７ 自治体からの人的・物的・財政的支援は、申請時点で確実なものである必要があるのか。

答 自治体と具体的な話し合いが進んでいる等、支援が見込めるものを記入してください。なお、必ずしも事業開始１年目からの支援を求めるものではありません。

問４－８ 自治体が設置した大学であっても、参加意思を示す副申等は必要か。

答 必要です。

問４－９ 参加意思を示す副申の様式は指定されたもの以外を使用しても構わないのか。

答 副申の様式は参考として示した例示です。これ以外の様式で副申を提出しても構いませんし、別途、自治体の課題認識や解決に向けた大学との連携の方向性がより明確となるよう、自治体が当該申請に関連する計画等を直接作成した書類（様式自由 A4 3枚程度）を提出することも可能です。

問４－１０ 副申の氏名・公印に関して、知事や市長等でなければならないのか。

答 自治体の部局長等でも構いませんが、より組織的・実質的に連携し、事業を推進していただくために、知事・市長等の氏名・公印が望ましいと考えます。

問４－１１ 参加意思を示す副申に代えて提出する書類の様式は任意のもので問題ないか。また、どのような内容を記入すべきか。

答 様式は任意のもので構いません。今回の申請に関連して、自治体の構想、体制等を自治体の側から記入ください。

問４－１２ 大学と自治体が結んでいる既存の連携協定を副申に代えて提出することはできないか。

答 既存の連携協定の内容が、自治体の課題認識や解決に向けた大学との連携の方向性が明確に記載してあるものであれば、副申に代えて提出いただくことは可能です。

問４－１３ 自治体は複数の申請に関与することが可能とのことだが、その数に上限はあるのか。

答 上限はありません。

問4-14 地域に所在する企業、NPO等各種団体・機関からの人的・物的・財政的協力は必須か。

答 必須ではありません。

5. 選定件数と申請件数

問5-1 選定件数は予算の範囲内で調整する50件とのことだが、概算要求時の50件と同規模確保できるのか1都道府県当たり1件程度選定するということか。

答 概算要求時の50件からは減り、20件前後を予定しているが、申請の状況や平成25年度に採択した大学への効率的な予算執行により、今後更に検討します~~選定する際に地域バランスは配慮しますが、1都道府県当たり1件程度選定するということは考えていません。~~

問5-2 大学の一部の機関、教員等が他の大学の事業に協力する場合は、件数に上限はないのか。

答 上限はありません。

問5-3 ~~平成26年度も新規公募を行う予定と聞いているが、今年度採択された場合、来年度も申請できるのか。平成25年度に採択された大学は、平成26年度に申請できるのか。~~

答 ~~平成26年度についても新規公募することを計画していますが、平成26年度予算に関しては、最終的には、予算編成及び国会の議決を経て決定されることとなります。~~
なお、仮に平成26年度に新規公募する場合は、平成25年度に採択された大学は申請できませんなくなります。

問5-4 全学的な事業として単独で申請し、同時に、複数大学で共同申請することは可能か。

答 できません。単独大学による申請、複数大学による申請に関わらず、一つの大学が申請できる件数は1件です。

問5-5 大学の一部の機関、教員等が他の大学の事業に協力する場合、共同申請とすることは可能か。

答 大学の一部が協力する形での共同申請はできません。

問5-6 他の補助金にも申請する予定であるが、本事業への申請が制限されるのか。

答 他の補助事業への申請によって、本事業への申請の制限がされることはありません。ただし、両方で採択された場合、事業内容に重複があると本事業として経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、本事業に申請してください。

6. 補助期間

問6-1 5年間の支援は確実なのか。

答 地域再生・活性化の拠点となる大学を形成する本事業の重要性を踏まえ、適切に対応してまいります。平成27年度以降の予算に関しては、最終的には、予算編成及び国会での議決を経て決定されることとなりますので、5年間の支援を必ず保証するものではありません。

また、毎年度のフォローアップ及び支援開始から3年目に実施する中間評価の結果は、補助金の配分に勘案されるとともに、事業目的、目標の達成が困難又は不可能と判断された場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを求める場合があります。

問6-2 補助期間は必ず5年間である必要があるのか。3年や4年ではいけないのか。

答 補助期間の上限が5年間です。それより短くても構いません。

問6-3 補助期間終了と同時に本事業を終了しても良いか。

答 本事業は、地域再生・活性化の拠点となる大学を形成するためのスタートアップ経費として必要な経費を支援することを目的としております。そのため、補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業を継続していただくこととしています。各大学は、補助期間終了後の継続性に配慮した上で申請してください。

7. 事業規模

問7-1 申請に当たり、補助金基準額まで計上しなければならないのか。

答 補助期間の計画策定に当たり、毎年度の予算計上は、その年度に実施する事業の規模や費用対効果等を勘案して、補助金基準額の範囲内で必要な金額を計上してください。なお、経費の妥当性、不可欠性も審査しており、明らかに華美であったり不必要な経費を計上することは評価に影響すると考えて下さい。

なお、次年度以降の本事業全体の予算額については、最終的には、予算編成及び国会での議決を経て、決定されることとなりますので、事業計画期間中の計画額が必ず保証されるものではないこと、また、補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業を実施していくことに留意し、妥当な経費を計上した上で、補助期間終了後の適切な資金計画を作成してください。

~~問7-2 平成25年度予算案での単価(4,500万円)と補助金基準額(5,800万円)が異なっているが、採択件数を50件から減らすということか。~~

~~答 問7-1でも回答したとおり、各大学の事業規模によっては、補助金基準額に満たない額での申請もありえるため、補助基準額は予算案での単価から引き上げました。採択件数は50件程度から変更はありません。ただし、申請の状況により予算の範囲内において補助金基準額の調整をおこなうことはあり得ます。~~

問7-2 補助金基準額に対して、基準まで計上している事業とそこに満たない少額の事業では有利・不利があるのか。

答 ありません。

大学や事業の規模において、事業実施に必要な経費を計上してください。なお、経費の妥当性、不可欠性も審査しており、明らかに華美であったり不必要な経費を計上することは、評価に影響すると考えて下さい。

なお、本補助金は税金が原資ですので、最小の費用で最大の効果が上がるよう、経費の積算を含む事業計画を作成してください。

8. 経費

問 8 - 1 毎年度の補助金交付額は、公募要領に記載されている補助金基準額が5年間保証されるのか。

答 問 6 - 1 と同旨。

問 8 - 2 採択された場合、7~~8~~月以前に実施した事業について遡って経費を充当できるのか。

答 交付内定後における事業の実施に必要な経費に対し支出されるものであり、内定前に遡って経費を充当することはできません。

問 8 - 3 補助金交付（内定）額は、どのように算定されるのか。

答 補助金の配分は、「地（知）の拠点整備事業選定委員会」における審査結果等を踏まえ、毎年度、予算の範囲内で、各大学からの交付申請額に基づき、構想の内容、経費の妥当性等を勘案して、文部科学省において補助金交付（内定）額を決定します。なお、平成2 7~~6~~年度以降については、毎年度のフォローアップの結果も勘案します。

問 8 - 4 交付内定額に合わせる形で交付申請時に申請内容の変更は可能か。

答 交付内定の決定は、計画された内容に基づき行っているため、交付申請時に計画を変更することは原則認められません。したがって、申請書は十分に具体的な計画を立てた上で提出してください。

問 8 - 5 シンポジウム、広告費及び旅費等について、過度に華美とにならないよう注意することとあるが、特にこの費目が指摘される理由如何。

答 シンポジウム、広告費については、事業そのものを推進するための経費ではなく、事業を公表・普及することが目的の経費です。限られた予算を有効に活用するため、直接的に事業推進に資する経費により重点を置いて計上していただくために追加しました。

また、シンポジウム、広告費及び旅費については、平成25年度に申請のあった各経費の明細の中で特に華美と思われる経費計上が多く見受けられたことも追記した理由の一つです。

問 8 - 6~~5~~ 補助金の充当が適切と考える事項とは具体的にどのようなことか。

答 補助金の充当が適切と考える事項とは、当該大学の規程等に照らし大学の経費として支出可能なものであることを前提に、本事業に申請した計画の実施に当たり大学が行う取組に直接必要な経費となります。

問8-7 ~~7~~ 事業担当者について、人件費を支出することは可能か。

答 事業担当者は、申請の時点で当該大学の常勤の教職員である必要があるため、人件費を支出することはできません。

問8-8 ~~8~~ すでに在籍している教員等が本事業に専念することとなったため、代替教員として本事業に関与していない教員を採用した場合、その経費を支出することは可能か。

答 本事業の補助対象経費となる人件費は、本補助事業を遂行するために直接従事することとなる者の人件費にのみ使用することができます。このような間接的に必要となった経費は対象となりません。

問8-9 ~~9~~ 本補助金から人件費を支出されている教員が、他の競争的資金を受けて教育研究を行うことは可能か。

答 雇用上のエフォートを管理した上で研究等を行うことは可能です。その際は、本事業に従事した部分のみ、本補助金から支出可能です。なお、他の競争的資金において定められている使用ルールを必ず遵守してください。

問8-10 ~~10~~ TAとして学生を雇用した場合謝金を支給することは可能か。また、可能な場合、TAのほか、課外活動等の支援のため謝金を支払うことは可能か。

答 どちらも可能です。謝金の単価については大学の規程等に従って算出してください。ただし、学生の修学活動の対価として学生に謝金等を支払うことは認められませんので、注意してください。

問8-11 ~~11~~ 学生への就学支援などの経費（奨学金や交通費など）を支出することは可能か。

答 本事業は計画の実施に係る大学の経費に使用されるものであり、学生個人に課される費用は対象としていません。したがって、学生への奨学金の支給や、学生個人が負担した交通費の立替払いのような支出に関しては、原則、本補助金から支出することはできません。

問8-12 ~~12~~ 学生へ旅費を支給することは可能か。

答 ~~本事業の補助対象経費となる~~旅費は、学生には使用できません。ただし、TAとして雇用した場合はその限りではありません。なお、補助事業者の規程等に基づく場合においては、交通費等の実費に限り、補助対象経費として計上することができます（問8-13及び問8-14を参照）。

問8-13 学生へ国内移動のための交通費を支給することは可能か。

答 補助事業者がバス等の借上げにより対応することを原則としますが、当該大学等において、通常、学生に交通費を支給している場合もしくは借上げと比較し、効率的かつ経済的である

場合は、補助事業者の規程等に従って回数券又は交通費（実費相当）を支給することは可能です。その際、補助事業者は適正かつ明瞭に執行管理してください。なお、当該大学に在籍していない学生、高校生、シンポジウム等の一般参加者に対する交通費や学生に対する日当については、補助事業者の規程等に従って支給していたとしても、補助対象経費とはなりません。

問 8-14 実践教育を行うため、学生が実習等を行う場合に必要となる交通費や宿泊費を支出することは可能か。

答 学生が実習等を行うための交通費や宿泊費については、補助事業者が適正かつ明瞭に執行官管理できるように、補助事業者がバスや宿泊施設等の借上げを行うなどの方法により、学内規程等に従って支出してください。ただし、学生の宿泊費について、補助事業者が宿泊施設等の借上げを行う際に、食事代を含めることはできません。

問 8-15 外国旅費について、その必要性に十分注意することとあるが、特にこの費目が指摘される理由如何。

答 地域再生・活性化の拠点となる大学を形成するという本事業の趣旨に鑑み、外国旅費が全体の中で過度な比重を占めることは適当ではないと考えたからです。

問 8-~~16~~ 「その他」の費目のうち、「地域志向教育研究経費」と「地域志向教育研究経費以外」の経費は、別費目の扱いになるのか。

答 補助金の執行に当たっては、「その他」経費として同一費目の扱いとします。一方で、支援期間における各経費の明細等の作成に関しては、「地域志向教育研究経費」に係る経費は区別して記入してください。

問 8-17 平成 26 年度の公募要領には、「単に教員の教育・研究経費の補填になることがないよう、真に事業の趣旨に合致した」という文言が追記されているが、理由如何。

答 地域志向教育研究経費は、大学が全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を行うため、その趣旨に沿った各教員の教育・研究活動を直接支援するもので、今まで大学改革推進等補助金では支援することができなかった新しい経費です。平成 25 年度に申請された中には、経費の趣旨をうまく理解していただけず、単なる教員の教育研究活動へのバラマキや従来行われていた教育研究活動への補填と考えられる計画も多く見受けられました。そこで、より経費の趣旨を明確にするため、追記しました。

なお、計画調書（様式 2）の「Ⅲ．地域を志向した教育・研究・社会貢献の現状、達成目標及び具体的取組」には、地域志向教育研究経費を計上している場合は、その用途を必ず記載するようにして下さい。

問 8-~~18~~ 「地域志向教育研究経費」に関して、配付先選考の考え方、ルールを明確にした文書については、学内公募配付前にどのような形で文部科学省に提出すれば良いのか。

答 「地域志向教育研究経費」の学内公募使用（配付）を開始するまでに、文部科学省宛に提出していただきます。詳細は、選定後に、補助金に関する交付要綱や取扱要領とあわせてお知らせします。

問 8 - ~~19~~¹⁴ 「地域志向教育研究経費」に関して文部科学省に提出した文書については、文部科学省で審査され、その結果として「地域志向教育研究経費」の配付ができなくなることもあり得るのか。

答 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等及び本補助事業の目的等から適切かどうかを確認し、場合によっては改善のための指摘を行う可能性があります。

問 8 - ~~20~~¹⁵ 「地域志向教育研究経費」に関して文部科学省に提出した文書については、変更があるたびごとに再提出する必要があるのか。

答 変更がある場合は、当該変更内容に基づく「地域志向教育研究経費」の~~学内公募使用(配付)~~を開始するまでに提出いただきます。

問 8 - ~~21~~¹⁶ 「地域志向教育研究経費」の配付を受けている各教員は執行状況を大学に報告するとのことだが、どの程度詳細である必要があるのか。

答 「平成25年度大学改革推進等補助金取扱要領」別添3の支出簿を作成できる程度には詳細な報告をしてもらう必要があります。

問 8 - ~~22~~¹⁷ 大学が行う「地域志向教育研究経費」の成果や経費の執行状況に関するフォローアップはどのようなものを想定しているのか。

答 大学が配付先選定の際に設定した考え方、ルールに則り、成果が出ているかどうか、経費の執行に不備がないかについて、年度ごとに確認してもらうことを想定しています。具体的な方法は各大学ごとに事前に設定いただき、文部科学省に提出する文書中に記載してください。

問 8 - ~~23~~¹⁸ 「地域志向教育研究経費」は、教員以外に配付することは可能か。

答 「地域志向教育研究経費」は、本事業の補助期間において教員の教育・研究・社会貢献を地域志向に改善し、補助期間終了後の継続的な地域志向を実現することを目的としたものであることから、常勤の教員以外に配付することはできません。

9. 審査方法・基準等

問 9 - 1 審査は、単独大学による申請、複数大学による申請ごとに行われるのか。

答 審査は区別せず行います。

問 9 - 2 「地（知）の拠点整備事業選定委員会」の委員の氏名は公表されるのか。

答 選定結果公表後に、「地（知）の拠点整備事業選定委員会」の委員の氏名を公表いたします。

問9-3 書面審査及び面接審査は全ての申請に対して行われるのか。

答 書面審査は全ての申請に対して行い、書面審査の結果を基に面接審査の対象校を決定します。面接審査対象校は、採択予定件数の1.5倍～2倍程度を予定していますが、申請状況や書面審査結果等により変動する可能性があります。

問9-4 面接審査が実施される場合、大学以外の者が出席することは可能か。

答 面接審査の詳細な実施方法については、対象校に追ってご連絡いたします。

問9-5 同一都道府県内での選定件数等地域のバランスに配慮するとあるが、平成25年度に既に複数大学採択されている都道府県は、平成26年度は採択されないのか。

答 選定する際に同一都道府県内での採択件数は考慮しますが、各都道府県でその規模や大学数は異なるため、事前に採択数の上限は決めず、事業内容は当然のこと、申請件数や審査状況により総合的に判断します。

問9-6 また一方で、平成25年度に採択大学がない都道府県は、必ず一校は採択されるのか。

答 そのようなことはありません。

問9-7 大学として「地域の知の拠点である」ということにファーストプライオリティを置いているとはどういうことか。

答 学則上の位置付けや大学の機能別強化に資する他の補助事業との整合性を勘案することです。

10. 申請方法等

問10-1 複数大学による申請の場合、申請書等の提出方法はどうか。

答 問3-9と同旨。

11. その他

問11-1 中間評価、事後評価はどのように行われるのか。また、評価基準はどのようなものになるのか。

答 今後、選定委員会等で審議・決定し、追ってご連絡する予定です。

問11-2 毎年度のフォローアップはどのように行われるのか。

答 今後、選定委員会等で審議・決定し、追ってご連絡する予定です。

問11－3 教職員、学生、自治体及び企業、NPO等の各種団体・機関を対象としたアンケートや聞き取り調査とはどのように行われるのか。

答 選定結果通知後に、選定大学に追ってご連絡いたします。

問11－4 特に地域内での広報・普及活動の一環として、自治体等と連携し、シンポジウム等を開催することは可能か。

答 可能です。なお、シンポジウム等は事業目的と照らして過度に華美にならないよう注意してください。